

家具等転倒防止器具取付事業

《事業内容》

高齢の方や障害のある方など、地震発生時に配慮が必要な世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行います。

(1) 取付けの対象となる部屋

居間、寝室など普段の生活でよく利用する部屋

(2) 取付けの対象となる家具

食器棚、タンス、冷蔵庫など

(3) 取付ける家具数及び費用

1世帯あたり4点までの家具に対し、転倒防止器具を取り付けます。費用は『**無料**』（器具代金含む）です。

(4) 申請期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)まで
(※令和8年2月末までに調査及び施工が完了できること。)



《事業の対象になる世帯》

※申請は対象世帯1回までです。

(家具等転倒防止器具設置費補助事業を利用した世帯は申請できません。)

対 象	添付書類
①65歳以上の高齢者のみの世帯	なし（市で世帯状況を確認します。）
②介護保険の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯	介護保険被保険者証の写し
③障害者等のいる世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証を所持している者がいる世帯	交付を受けている手帳の写し
④その他上記に準ずる世帯	上記に準ずることを証明する書類の写し

《申請書提出先》

犬山市役所 防災交通課、各出張所にて申請してください。

※申請書は上記の提出先にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

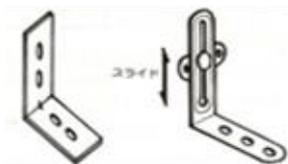
《問合せ先》

犬山市役所 防災交通課 TEL:0568-44-0346 FAX:0568-44-0367

家具等転倒防止器具取付事業で設置する器具の例

※本事業の取付は、転倒防止の効果が高いとされている金具、チェーン、ベルトを用い、家具を固定します。また、美観を整えることはせず、一番適切で簡易な方法で行います。（「突っ張り棒」「ストッパー」は取り扱いをしていません）

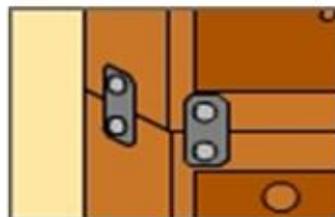
L字金物



チェーン及びベルト



家具連結器具



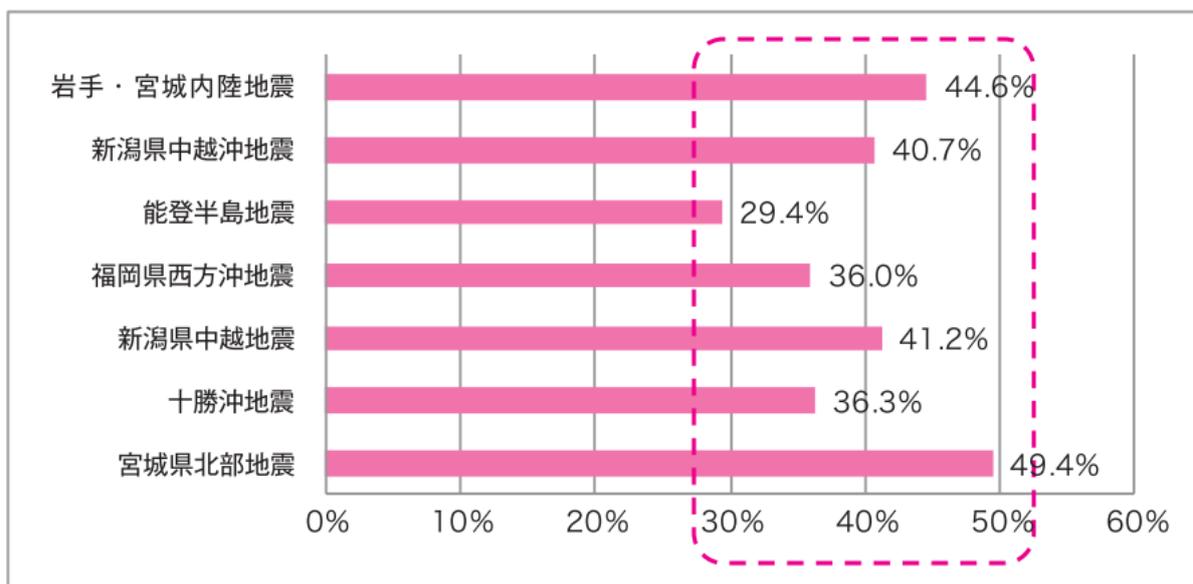
なぜ家具類の転倒・落下・移動防止対策が必要なの？

●地震による負傷原因

近年発生した地震でけがをした原因を調べると、約30～50%の人が、家具類の転倒・落下・移動によるものでした。

家具類の転倒・落下・移動は、直接当たってけがをするだけでなく、つまずいて転んだり割れた食器やガラスを踏んだり、避難通路を塞いだりするなど、いろいろな危険をもたらします。

また、家具などがストーブなどに転倒・落下・移動して出火するなど、二次的な被害も引き起こします。ご自分やご家族の負傷を防止し、避難障害の発生を防ぐためには、家具類の転倒・落下・移動防止対策が非常に大切です。



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合